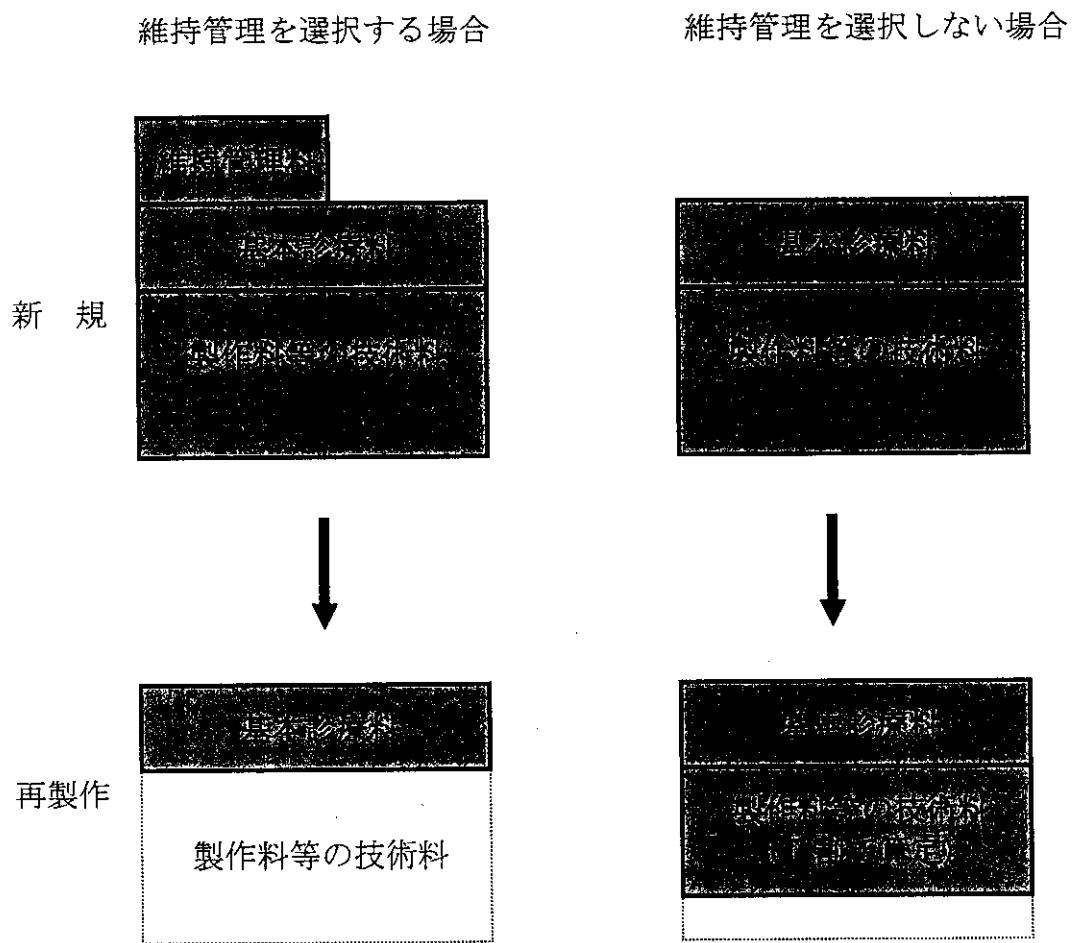


厚生省介護支援専門員支援会議について

介護支援専門員連絡協議会の活動状況	1
(1) 千葉県介護支援専門員協議会	2
(2) 大阪府介護支援専門員協会	7
(3) 鹿児島県介護支援専門員協議会	12
(4) 日本介護支援協会	14
(5) 都道府県介護支援専門員関係組織の設置状況 (平成12年10月31日現在)	16
地方自治体での支援取組事例	別冊

2 補綴物維持管理方式と2年以内の再製作の考え方



注1：再製作は原則として網掛けの範囲内で算定する。

注2：製作料等の技術料は、特掲診療料として算定する一連の技術料である。

(補綴時診断、補綴関連検査、歯冠形成、支台築造、印象採得、咬合
採得、試適、リティナー、装着等)

義歯の長期維持管理等の評価

1 制度の概要

有床義歯の装着後の調整及び取扱いについての指導等、義歯を長期に良好な状態で使用できるような評価が必要なことから、平成6年4月の改定で診療報酬点数として有床義歯長期調整指導料等が創設された。

○ 有床義歯調整指導の考え方

(1)新製義歯調整指導料

2回目まで	65点
3回目まで	40点

有床義歯装着直後（1月以内）の適合性向上を目的とした調整指導

(2)有床義歯調整・指導料 25点

有床義歯装着後1月を超えた期間における必要に応じた調整指導

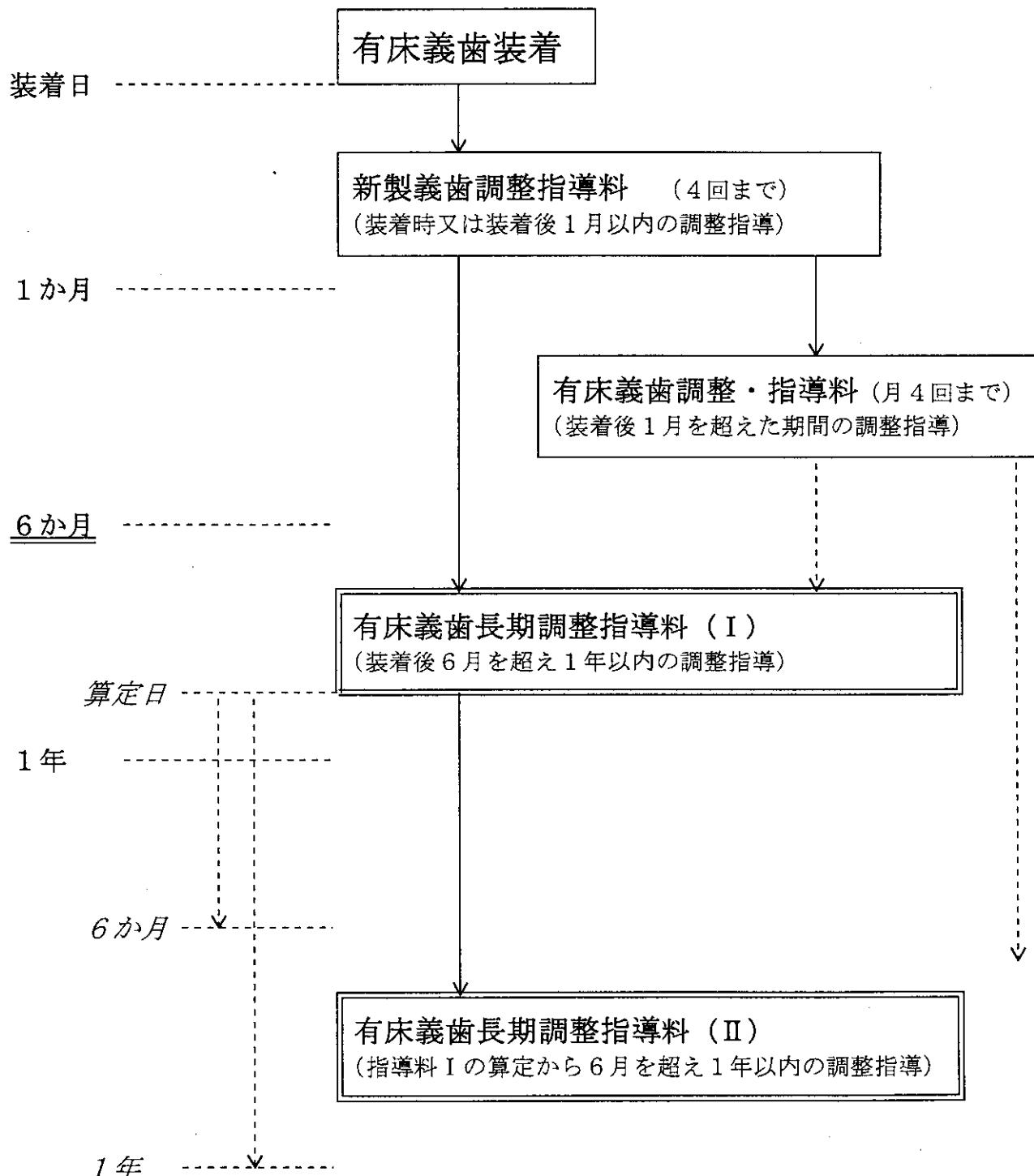
(3)有床義歯長期調整指導料(Ⅰ) 300点

有床義歯の長期維持管理を目的とした装着後6月を超える1年以内の期間における調整指導

(4)有床義歯長期調整指導料(Ⅱ) 500点

有床義歯の長期維持管理を目的とした有床義歯長期調整指導料(Ⅰ)を算定後6月を超える1年以内の期間における調整指導

有床義歯の長期維持管理の例



* 新たに有床義歯を作製する場合は、原則として前回有床義歯を製作してから6か月を経過した以後でなければならない。

予防的治療技術について（歯科）

1. 継続的歯科口腔衛生指導料 96点（月1回）

齲蝕の歯冠修復が終了した13歳未満の齲蝕多発傾向者の口腔・心身の状態等について、歯科医師が患者またはその家族に対して、齲蝕の再発防止を目的とした療養上必要な指導を継続的に実施した場合に算定できる。

・フッ化物局所応用 80点（3～4か月ごとに1回）

13歳未満の齲蝕多発傾向者に対して、歯科医師またはその指示を受けた歯科衛生士が3～4か月ごとにフッ化物局所応用による指導管理（齲蝕再発防止を目的）を行った場合、継続的歯科口腔衛生指導料に加えて算定できる。

・フッ化物洗口指導 80点

主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が、4歳以上の齲蝕多発傾向者又はその家族等に対して、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合は、継続的な歯科口腔衛生指導の実施期間中に患者1人につき1回に限り、継続的歯科口腔衛生指導料に加えて算定できる。

齲蝕多発傾向者

年 齡	歯冠修復終了歯	
	乳 歯	永久歯
0～2歳	2 歯 以 上	—
3～4歳	5 歯 以 上	—
5～7歳	8 歯 以 上 及び 3 歯 以 上	—
8～10歳	—	6 歯 以 上
11～12歳	—	8 歯 以 上

2. 初期齲蝕小窓裂溝填塞処置 108点

小児の齲蝕は進行しやすいので幼若永久歯又は乳歯の小窓裂溝の初期齲蝕を除去、清掃し、合成樹脂の歯科材料（填塞材）を用いて小窓裂溝を填塞し齲蝕の進行を抑制した場合に算定できる。

歯科診療行為の包括評価が行われている主なもの

区分	事 項	包 括 項 目	設 定 年 度
歯科	プリッジの平行測定	模型作製に要する費用	平成 4 年
	スケーリング・ルートプレーング	麻酔、特定薬剤の費用	平成 8 年
	補綴物維持管理料	届け出制（歯科診療所の約 9 割が届け出） 冠やブリッジの装着時に算定 算定した日から 2 年以内に冠やブリッジを再製作した 場合、再製作の費用は補綴物維持管理料に含まれる	平成 8 年
	初期齲蝕小窩裂溝填塞処置	小窩裂溝の清掃、歯面の前処理及び填塞の費用	平成 12 年
	抜髓	麻酔、特定薬剤の費用	平成 12 年
	齲蝕歯即時充填形成 齲蝕歯インレー修復形成 (従来の即日充填処置)	麻酔、歯髓覆罩、特定薬剤、窩洞形成の費用 (従来の即日充填処置は昭和 45 年)	平成 12 年

△

在宅歯科医療における主な点数

項目	内容
歯科訪問診療料 1 920 点 2 400 点	通院が困難なものに対して患者の求めに応じ訪問して歯科診療を行なう。 1は居宅又は社会福祉施設等入所者である患者1人の場合 2は、社会福祉施設等入所者である複数の患者の場合であつて、1人目又は2人目以降で診療時間が30分を超えた場合。
訪問歯科衛生指導料 (月4回) 複雑なもの 500 点 簡単なもの 80 点	訪問歯科診療を行った患者又はその家族等に対して、歯科医師の指示に基づき歯科衛生士等が訪問して療養上必要な指導として、患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に係る実地指導を行なう。複雑なものは患者1人と1対1で20分以上指導を行った場合、簡単なものは1人又は複数の患者に必要な指導を適切に行なった場合。
老人訪問口腔指導管理料 430 点	居宅又は介護保険施設等入所者であつて通院が困難な患者に対して訪問して計画的な歯科医学管理を継続して行い、患者又は家族等に対して療養上必要な指導を行う。併せて文書により情報提供を行なった場合は20点加算。

情報提供に係る診療報酬の現状（歯科）

●患者に対する情報提供を評価している点数

項目	内容
かかりつけ歯科医 初診料	初診時に患者の同意を得、病名、症状、治療内容及び治療期間等に関する治療計画を策定し、患者に対し、その内容についてスタディモデル又は口腔内写真を用いて説明し、文書により提供する。
補綴物維持管理料	冠やブリッジなどの補綴物ごとに、医療機関名、開設者名、装着日、補綴部位等の補綴物の維持管理に関する情報を患者に対し文書により提供する。
老人訪問口腔指導 管理料の加算	在宅寝たきり老人等に対して、訪問して、計画的な歯科医学管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に、管理の内容、義歯の装着又は修理の年月日、必要となる保健福祉サービスその他療養上必要な事項に関する情報を文書により提供する。

●保険医療機関に対する情報提供を評価している点数

診療情報提供料（A）～（D）については医科と同様

8020（ハチマル・ニイマル）運動

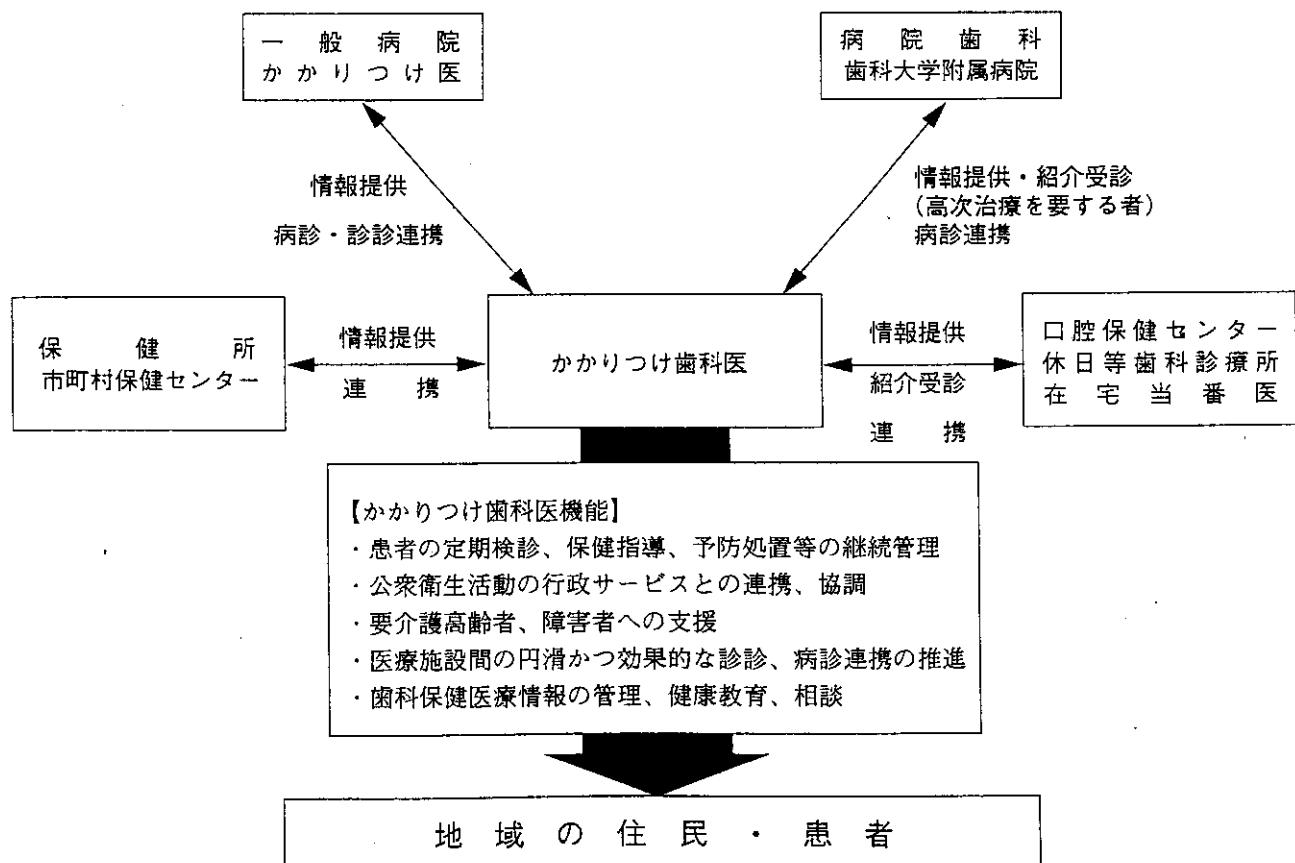
概 要

[8020運動の経緯]

1989（平成元）年	成人歯科保健対策検討会中間報告において、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020（ハチマル・ニイマル）」運動が提唱される。
1991（ 3）年	歯の衛生週間（6月4日～10日）の重点目標が「8020運動の推進」となる。
1992（ 4）年	8020運動の普及啓発を図る「8020運動推進対策事業」が開始される。（平成4年～平成8年）
1993（ 5）年	8020運動推進対策事業の円滑な推進を図る8020運動推進支援事業が開始される。（平成5年～平成9年）
1996（ 8）年	今後の歯科保健医療のあり方に関する検討会意見において、地域に密着したより実践的な形での8020運動の展開が求められる。
1997（ 9）年	市町村を実施主体とした歯科保健推進事業（メニュー事業）が開始される。
2000（ 12）年	都道府県を実施主体とした「8020運動推進特別事業」が開始される。

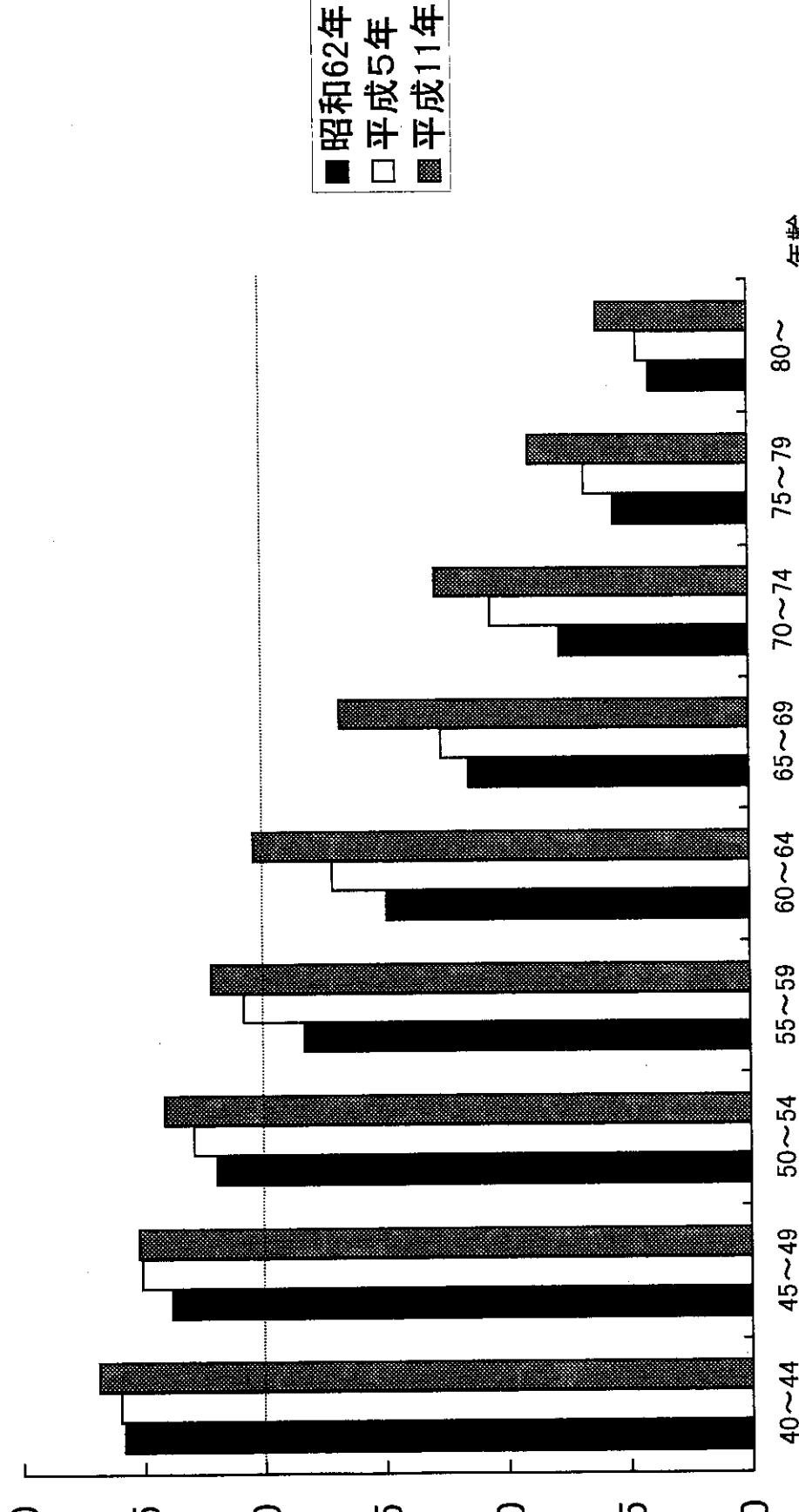
[8020運動とかかりつけ歯科医機能]

今後の歯科保健医療のあり方に関する検討会意見の中で、8020運動を推進していく観点から、「かかりつけ歯科医機能」を活用した地域におけるう蝕予防対策、歯周疾患対策、喪失歯補綴対策等を推進していくことが求められ、平成9年度から歯科保健推進事業の中で、かかりつけ歯科医機能支援事業を実施し、かかりつけ歯科医機能の普及定着を図っている。



1人平均現在歯数の推移

本



(19)

資料：平成 11 年歯科疾患実態調査報告